

□■受験対策ミニ講座 9 号 2021□■（養成所ニュースプラス第 15 号）

32 期の皆様、修了おめでとうございます。国家試験まで 3 か月となりました。試験準備モードに切り替えていきましょう。この時期を乗り切るにはやはり健康です。体調にはご留意ください。

10 月は「里親月間」、そして今月は、「児童虐待防止推進月間」です。今年の公募による標語は「189（いちはやく） 「だれか」じゃなくて「あなた」から」です。児童相談所虐待対応ダイヤル 189 は、お住まいの地域の児童相談所につながります。国家試験では、児童虐待への対応は毎回のように出題されています。この「通告・相談」も事例問題の選択肢になっています（33 回 138、32 回 141、31 回 137、30 回 140 等）。

今回は「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」から里親制度についての出題です。いつものように、選ばなかった選択肢のどこを直せば適切になるかもあわせて考えてみましょう。

■Plus Quiz · · · ·

【第 32 回問題 138】児童福祉法に基づく里親制度に関する次の記述のうち、正しいものを 1 つ選びなさい。

1. 里親には、養育里親、養子縁組里親、親族里親、週末里親の 4 種類がある。
2. 里親となることを希望する者に配偶者がいなくても、都道府県知事が認めれば里親として認定される。
3. 全ての里親希望者は、必要な研修を受講することが義務づけられている。
4. 一人の里親希望者に対して、異なった種類の里親を重複して認定することはできない。
5. 里親への委託が開始される児童の年齢は、12 歳未満と定められている。

答と解説は最後に記載してあります。

■Yoseijo Info · · · ·

・(32 期生) 11 月 1 日（月）に修了に関する書類を発送しています。必ず確認し、もし書類の不足等がありましたらご連絡ください。また、1 週間程度経過しても書類が届かない場合にはご連絡ください。

住所変更後、変更届を提出していない場合はご提出ください。

・(33 期生) 教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の支給希望の方へ

11 月 1 日（月）に支給申請書類一式を発送しています。届きましたら内容を確認し、11 月中にご自身でハローワークに申請してください。印字内容が間違っている、ハローワークで受理されない等ありましたら早急にご連絡ください。

本養成所からの申請書類を発行するには、「受給資格者証と公的身分証明書のコピーの提出」及び「レポートの提出」、「スクーリング代替授業の履修」、「授業料の納入」が必須となります。

・レポート評価票の課題及び課題番号の記入について、未記入や番号違いに注意してください。

また、必ずレポート評価票と原稿用紙はホチキスで留めてください。

・レポート評価票の科目と原稿用紙の科目の付け間違いに注意してください。

受付できない場合があります。

・レポート提出は、郵便事故や封筒の破損を避けるため、極力、郵便局窓口からの提出を推奨しています。

また、必ずコピー（控え）をとってください。

・参考文献及び引用文献の記入について、文献（URL）名のみ等、情報が不足しているレポートが散見されます。

受講の手引き P18-19 の「(3) 文章作法とルール」や、P22-24 の「(5) 参考文献・引用文献の表記方法」を確認のうえ必要事項をすべて記入してください。

■Test Info · · · ·

国家試験に関する情報を届けします

・第 34 回国家試験の試験日は、令和 4 年 2 月 6 日（日）です。

試験概要是こちら→<http://www.sssc.or.jp/shakai/gaiyou.html>

・中央法規より「2021 年度社会福祉士国家試験中央法規全国模試（在宅受験）」のご案内です。

詳しくはこちら→<https://www.chuohoki.co.jp/seminar/social/2969438.html>

・本養成所主催の「受験対策講座」を web にて開催する予定です。

令和 3 年 10 月 15 日（金）に、第 32・33 期生の皆様にご案内を発送しましたので、届いていない場合はご連絡ください。なお、受験対策ガイダンス動画は視聴可能です。全科目対応のオンデマンド動画は、全 19 科目の視聴が可能となりました。是非ご活用ください。

受験対策講座ページへのアクセスはこちら→http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=5529

■Plus Info · · · ·

その他の情報をお届けします

・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<http://www.aigo.or.jp/>

■Back Number · · · ·

過去のバックナンバーはこちら→http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=2686

【Plus Quiz · · · · 答と解説】

狭義の社会的養護とは、家庭養護や施設養護で子どもを保護し養育することをいいます。施設養護には、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立支援ホーム、福祉型障害児入所施設などがあります。家庭養護には、里親やファミリーホームがあります。それぞれの違いについてこの機会に理解しておきましょう。

里親制度は、児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、児童相談所が要保護児童の養育委託が必要であることを都道府県知事に報告し、都道府県が里親に委託措置するという制度です。2008（平成 20）年の児童福祉法の改正で、従来の区分が変わり 4 種類となり、養育里親が同時に養育できる委託児童の上限が 6 人から 4 人に引き下げられました。里親への措置理由では、父母の児童虐待や養育拒否、父母の精神障害が多くを占めます。

2016（平成 28）年の児童福祉法の改正では「家庭と同様の環境における養育の推進」が明記され、家庭的な環境の下で子どもの愛着関係を形成し、養護を行うことができる里親委託を社会的養護では優先とすることになりました。しかしながら委託率は施設関連が 8 割を占め、里親委託は 2 割であり、都道府県でも差は大きく 6 割超えから 1 割程度と大きな差があります。

10 月の里親月間では、厚生労働省は、タレントの SHELLY さんを起用し集中的にスポット CM を流しました。制度の推進のために、各都道府県では、市町村や里親会等との連携・協力、里親子による体験発表会、1 日里親体験、里親希望者と施設児童との交流事業等を行っています。また啓発活動だけでなく、里親支援事業や里親支援専門相談員の配置により里親への支援の充実も図られています。

問題を理解するには、児童福祉法に当たることも必要です。今回はそれだけでなく、厚生労働省通知「里親委託ガイドライン」「里親制度の運営について」を根拠とする選択肢も出題されています。中央法規出版「新・社会福祉士養成課程 15」でも要点が示されていますので、参考にしてください。

1. × 週末里親は児童福祉法に基づく里親制度ではありません。長期休みや週末に数日間迎える里親のことを季節里親や週末里親と呼ぶことがありますが自治体による制度になります。

2. ○ 単身者であっても里親として認定することができます。里親は都道府県知事が適当と認める者と児童福祉法にあります。「里親委託ガイドライン」では養育に理解や熱意、愛情をもっていること、経済的に困窮していないこと、研修を修了していることなどを求めています。

3. × 養育里親、専門里親、養子縁組里親の 3 種類は義務づけられています。

4. × 厚生労働省通知「里親制度の運営について」に、異なる種類の里親を重複して認定しても差し支えないことが明

記されています。

5. ×児童福祉法の児童の定義どおり、里親委託される児童は18歳未満です。都道府県が認めるときは満20歳に達するまで委託を継続する措置ができるとされています。

※社会的養護についても、母子生活支援施設（30回139）医療型障害児入所施設（31回136）等、度々出題されています。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町2-7-19 KDX浜松町ビル6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus